第二百二条の十五第三項	第二百二条の四第二項から第五項まで	第二百二条の四第二項、第四項及び第五項
［略］		

（不動産登記法等の準用における技術的読替え）

第五十条　［略］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
不動産登記法第六十七条第一項	［略］	
［略］		

2　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第八条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　登記事項の証明等（第三十六条―第三十八条の三） 第四章　［略］ 附則 （帳簿） **第十九条**　［略］ ［一～七　略］ 八　申出立件事件簿 九　申出立件関係書類つづり込み帳 十　申出立件事務日記帳 十一　代替措置等申出書写しつづり込み帳 （登記事項証明書の交付の請求情報等） **第三十六条**　登記事項証明書又は令第十六条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章並びに第四十条において準用する不動産登記規則第二百二条の十四第二項及び第六項において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。 ［一～七　略］ ［2～8　略］	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　登記事項の証明等（第三十六条―第三十八条の二） 第四章　［同上］ 附則 （帳簿） **第十九条**　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （登記事項証明書の交付の請求情報等） **第三十六条**　登記事項証明書又は令第十六条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付を請求するときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を登記所に提供しなければならない。 ［一～七　同上］ ［2～8　同上］

［項を加える。］

［同上］

（不動産登記法等の準用における技術的読替え）

第五十条　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六十七条第一項	［同上］	
［同上］		

2　［同上］